


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊			
件名	東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則について					
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>平成26年10月1日施行の母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定された母子家庭自立支援給付金については、東大和市母子家庭自立支援給付金事業実施要綱を定め実施してきた。このたび、法に給付金名称が明記されたことにより前記要綱を廃止し、本規則を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金に関すること 母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金に関すること 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金に関すること <p>(2) 施行日</p> <p>平成27年4月1日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審査終了後、市長決裁を経て、本規則を制定したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。